### 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正

令和7年1月22日原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、改正が必要となる法令等の案に関する意見公募において提出された意見(以下「提出意見」という。)に対する考え方についての了承を諮るとともに、法令等の改正等の決定について付議するものである。

### 2. 経緯

令和6年度第42回原子力規制委員会(令和6年11月13日)において、改正法の一部の施行に伴い、改正が必要となる法令等の案に対する意見公募の実施が了承され、意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

#### 3. 意見公募の実施結果

- (1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募 ① 対象
  - ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部 を改正する政令
  - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核 燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則
  - ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電 用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則
  - ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規 定の審査基準等の一部を改正する等の規程
  - ② 実施期間: 令和6年11月14日から同年12月13日まで(30日間)
  - ③ 実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送
  - ④ 提出意見数:5件¹

#### (2) 任意の意見公募

① 対象

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用 前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法 に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは行政手続法に基 づく意見公募、任意の意見公募ともに0件であった。

ド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改 正する等の規程

② 実施期間:令和6年11月14日から同年12月13日まで(30日間)

③ 実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

④ 提出意見数: O件¹

### 4. 提出意見に対する考え方(委員会了承事項)

上記3.(1)に関する提出意見に対する考え方を別紙1のとおり了承いただきたい。

なお、上記3.の意見公募の期間中に、原子力事業者等からの求めに応じ、第8回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを開催し、法令等の案に対する意見を聴取したが、当該案の修正が必要となる意見はなかった。(参考2参照)

### 5. 法令等の改正等(委員会決定事項)

#### (1) 政令の閣議請議

別紙2の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」に関する閣議請議手続を進めることについて、決定いただきたい。

#### (2) 関係規則等の改正

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程」について、それぞれ別紙3から別紙6までのとおり決定いただきたい。

なお、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」については、表現の適正化のため、当初の案から一部修正を行っている。

#### 6. 今後の予定

政令の閣議決定・公布令和7年 2月上旬(予定)規則の公布同月中・下旬(予定)法令等の本格施行同年 6月6日

なお、そのほか改正が必要となる法令等<sup>2</sup>については、条ズレ等の軽易な規 定の整備であることから、原子力規制庁長官の専決により処理する。

#### =別紙及び参考資料=

- 別紙1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正案等に対する意見及び考え方(案)
- 別紙2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部 を改正する政令
- 別紙3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定 核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則
- 別紙4 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電 用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則
- 別紙5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安 規定の審査基準等の一部を改正する等の規程
- 別紙6 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用 前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ ド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改 正する等の規程
- 参考1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電 用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則の変更箇所(見え消し)
- 参考2 発電用原子炉施設の特別点検における共用設備の取扱いについて(第8回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム 資料2)

3

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 安全上重要な機器等を定める告示 (平成 15 年経済産業省告示第 327 号)、原子力規制委員会行政文書管 理要領 (原規総発第 120919005 号) 及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基 づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 (原規総発第 1311275 号)

### 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための 電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正案等 に対する意見及び考え方

令和7年1月 日

整理	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の	)一部を改正する政令(案)(概要)に対する意見及び考え方
番号	意見の概要	考え方
1-1	減税が叫ばれる中での今回の手数料の額はあまりに高すぎま	▶ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭
	す。	和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)に定め
	今回の手数料の額の積み上げ算定内訳を人件費職員m人n時間w	る申請等に係る手数料はそれぞれ当該申請等に対する審査等
	円、A費x円、B費y円、合計金額z円の形式で普通算定しているは	に要する実費を勘案して定めています。
	ずですのでその情報を事細かに開示してください。財務大臣に	▶ 今回の手数料については、人件費総額を組織定員・勤務時間
	開示請求すべきなら窓口を公開してください。	数で割り戻し、職員1人1時間当たり約1万円を人件費単価
		とし、審査事務に必要と見込まれる時間等を基に人件費を算
		定しています。その他、審査会合の運営にかかる費用、現地確
		認にかかる費用等を計上しています。

整理	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階	発電	用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則
番号	の一部を改正する規則(案)に対する意見及び考え方		
	意見の概要		考え方
1–1	新実用炉規則第百十三条第三項について、確認したい。	A	御理解のとおりです。
	「評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって特別		
	点検を実施していない場合は、同項五号口に掲げる記載を省略す		
	ることができる。」と解釈できると考えているが、これは附則第		
	三条前段にある「特定共用施設(その特別点検の実施時期を超過		
	したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当		
	該特別点検を実施することができないものに限る。)」も同様であ		
	り、同項五号口に掲げる記載は省略することができる、という解		
	釈で良いか。		

整理	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保	·中‡	目定の審査其進笙の一部を改正する笙の相程 (客) に対する音
番号	天用元電用泳すが及びての附属池設における元電用泳すが池設体   見及び考え方	<b>~ ~</b> ^	がたい田旦坐十寸い PPで以上する寸いが任(木/ICM)の息
Д. Э	意見の概要		考え方
1-1	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設	>	御指摘の「技術評価で抽出された追加保全策」に記載された内
	保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程(案)の別表第		容も含め、長期施設管理計画に定められた劣化を管理するた
	1の実用炉規則第92条第1項第18号の2.において「・・劣		めに必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの有
	化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施す		無を検討し、該当するものがあれば、施設管理方針、施設管理
	べきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関する		実施計画等に反映する必要があります。
	こと・・」の対象があいまいだと思います。		
	ここで「劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理とし		
	て実施すべきもの」とは、認可済の長期施設管理計画を確認する		
	と、「六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置」		
	に記載されている項目のうち、「2. 技術評価で抽出された追加		
	保全策」という理解で正しいでしょうか?		
2-1	審査基準の実用炉規則第92条第1項第18号2.の変更前には	>	御理解のとおりです。
	「経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体		
	制を定め、当該評価を定期的に実施すること」との記載があった		
	が、変更後では、手順及び体制を定め、長期施設管理計画の申請		
	手続きを実施することの記載がない。変更後は、保安規定に申請		
	手続き(手順及び体制を定め長期施設管理計画を申請すること		
	等)を記載する要求はないという理解でよいか。		
	(同審査基準3.には「運転開始日から起算して30年を経過し		
	た発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、・・・。		
	また、・・・当該評価の見直しを行うことが定められていること。」		
	とあるが、"相当期間停止する場合"の記載に読める。)		
3-1	相当期間とは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す	>	御理解のとおり、「相当期間」とは、御指摘のガイドに例示と
	る法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のため		ともに示した「おおむね1年以上」の期間です。

整理	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保	安持	規定の審査基準等の一部を改正する等の規程(案)に対する意
番号	見及び考え方	1	4. 5. 1
	意見の概要		考え方
	の措置等に係る運用ガイド」に記載された、1年以上の期間とい		
	う理解でよいか。		
4-1	運転開始日から30年を経過し、冷温停止を継続している発電用	>	規制基準への適合が確認されていない発電用原子炉のような
	原子炉で、長期施設管理計画の認可申請を行っていない場合は、		長期間停止している発電用原子炉に関する劣化管理は、原子
	特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運用がなされ		炉等規制法第43条の3の22第1項に規定する保安のために講
	ていることを規制検査の中で確認することとなるのか。		ずべき措置の一環として行われるため、原子力規制検査の対
4-2	「発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結		象です。
	果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するた	>	また、長期間停止している発電用原子炉に対する長期的な劣
	めに必要な措置を行うこと」とあるが、具体的に実施する評価項		化に関する評価については、「核原料物質、核燃料物質及び原
	目や管理手法が明確ではない。具体的な内容は各事業者の判断に		子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事
	委ねた上で,特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運		業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の改正案に
	用がなされていることを規制検査の中で確認することとなるの		おいて、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」
	か。		(原規規発第2308304号(令和5年8月30日原子力規制委員会
			決定)) を参考として示しています。

|| 政令第

<del>为</del> 号

核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣 は、 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一 部を改正する法律

(令和五) 年法律第四十四号) (T) 一部の施行に伴い、 及び核原料物質、 核燃料物質及び原子炉  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 規制 に関 はする

法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第七十五条第一 項の規定に基づき、 この政令を制定する。

核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和三十二年政令第三百二十四号) *(*)

部を次のように改正する。

目次中「第二十条の六」を「第二十条の五」に改める。

第二十条の六を削る。

別 表第一の三十五 一の項中 「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項又は第三

項」 に、 「四百六十八万六千七百円」を「七百五十三万七千五百円」に、 「四百六十八万四千六百 円」を

七 百五十三万四千五 一百円」 に改め、 同表の八十の項を同表の 八十一の項とし、 同表の三十六の項から七十

九の項までを一項ずつ繰り下げ、 同表の三十五の項の次に次の一項を加える。

八万五千円)
による場合にあつては、三百九十
<ul><li>1十二条の三の三十二第四項の認可を受けようとす   三百九十八万八千円</li></ul>

### 附 則

この政令は、 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する

法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月六日)から施行する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の

施行に伴い、 発電用原子炉に係る長期施設管理計画の認可を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定

める等の必要があるからである。

## ○原子力規制委員会規則第

号

核 原料物質、 核燃料: 物質及び原子炉 の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第五十

条の三十一 第二項、 第五· 十一条の三十三第四 項、 第六十 一条の二の二第四項 (同 法第六十四 条 の 三

第八項にお V) て準 用する場合を含む。)、 第六十一 条の八の二第三項及び第六十八条第 五. 項  $\hat{O}$ 規定 を

実施するため、 東京 電 力株式会社福 島 第 原子 力 発電 所 原子 炉 施設  $\mathcal{O}$ 保安及び特定核燃料 物 質  $\mathcal{O}$ 防

令和年月日

に関

する規則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を改

正

する規則を次のように定める。

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

東京 電 力株 式 会社 福 島 第 原 子 力発電 所原 子 炉 施 設 0 保 安及び特定核 燃 料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護 12 関 す

る規則等の一部を改正する規則

東京 電 力 株 式 会社 福 島 第 原 子 力 発 電 所原子 炉 施設 の保安及び特定核燃料物 質 0 防 護 に関 する規

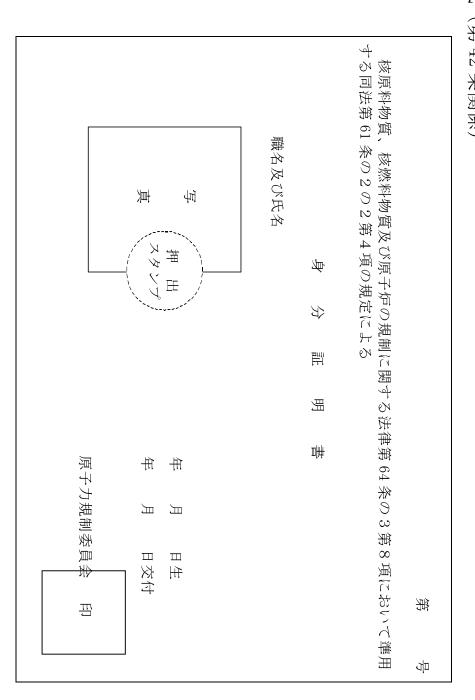
則の一部改正)

第 条 東京 電 力株式会社福島第一 原子力発電 所 原子炉施設の保安及び特定核燃料物質 0 防 護に 関 す

護

る規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。



2

# 推業 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則の一部改正)

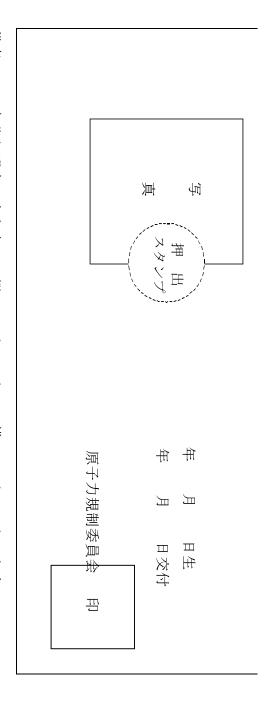
第二条 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則 (平成三十年原子力規制委員

会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

B 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第2項の規定によ 職名及び氏名 承 分 門 思 ₩ 舥 声

3

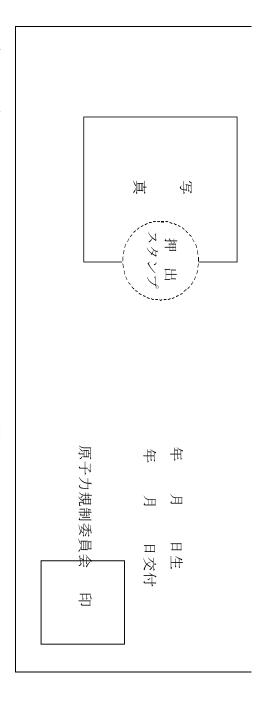


権差 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

## 別記様式第2(第4条関係)

別記様式第二を次のように改める。

N 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第4項の規定によ 職名及び氏名 淹  $\mathcal{L}$ 男 **I**₩ 舥 卓



権差 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、 横85ミリメートルとする。

(原子力規制検査等に関する規則の一部改正)

第三条 原子力規制検査等に関する規則 (令和二年原子力規制委員会規則第一号) の一部を次のよう

に改正する。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第1(第6条関係)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項の規定による 職名及び氏名 貢 坷 スタンプ 華田田 淹 Œ 男 1111 年 併 原子力規制委員余 耳 田 日交付 田半 舥 프 

推業 この身分証明書の大きさは、 縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

別記様式第二を次のように改める。

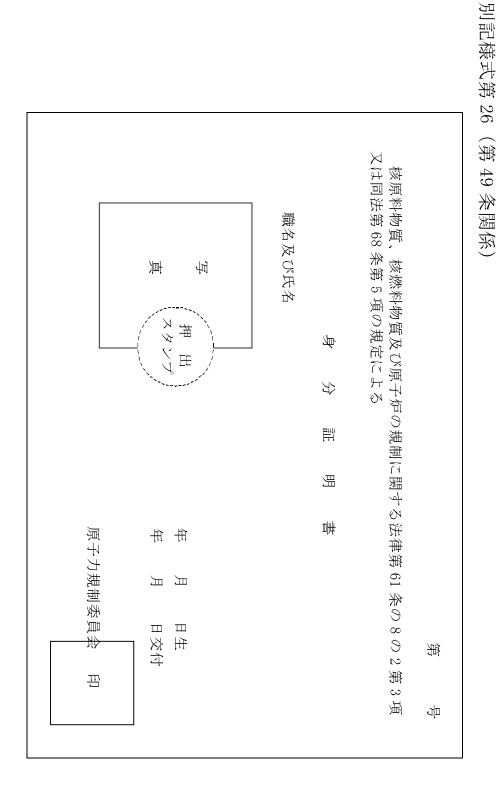
(国際規制物資の使用等に関する規則の一 光續 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第5項の規定による この身分証明書の大きさは、 職名及び氏名 貫 〕 スタンプ 猫 牵 E **縦54ミリメートル、** 部改正) 负 思 横85ミリメートルとする。 年年 ₩ 原子力規制委員余 月 月 日及付 日生 1 舥

7

第四条 国際規制物資の使用等に関する規則 (令和六年原子力規制委員会規則第四号) の一部を次の

## ように改正する。

別記様式第二十六を次のように改める。



8

# 維差 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

附則

この規則は、 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改

正する法律(令和五年法律第四十四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (令和七年六月六

日)から施行する。

## ○原子力規制委員会規則第

核 原料物質、 核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号)

第四十

号

三条の三の三十二の 規定に基づき、 実用発電用原子炉 の設置、 運転等に関する規則及び研究開 発段階

発電 用原子炉 0 設置、 運転等に関する規則の一部を改正する規則の一 部を改正する規則を次のように

定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用 発電用 原 子 ,炉  $\mathcal{O}$ 設置、 運転等に関する規 処則及び 研究開 発段 階 ·発電 用 原子 炉 0) 設 置 運 転

等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

実用発電 用 原 子炉  $\mathcal{O}$ 設置、 運 転等 に 関する規 則 及び 研 究開 発段階 ·発電用 原 子 炉 0) 設置 運 転 等に関

する規則  $\mathcal{O}$ 部を改一 正 する規則 令 令 和 五. 车 原 子 力 7規制1 委員 (会規則第 匹 号) の — 部を次のように改正 す

る。

第 条のうち、 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 (昭和五十三年通商産業省令第七十

七号)第八十一条及び第百十三条から第百十三条の四までの改正規定を次のように改める。

理」という。)に を実施すること。 を実施すること。		とに、次の各号に掲巻の管理(以下「施設計の管理(以下「施設計・の管理(以下「施設計・のでは、の規定により、発力・の規定により、発力・の規定により、発力・の規定により、発力・の対象を表する。	
に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号にければならない。  「大術基準に適合する性能を有するよう、技術基準に適合する性能を有するよう、技術基準に適合する性能を有するよう、一項の認可を受けたところによるもの、一項の認可を受けた場合は、この限りである計画(以下この項において「施設管理を達成するため、次の事項を定めた施設を達成するため、次の事項を定めた施設を達成するため、次の事項を定めた施設を達成するため、次の事項を定めた施設である計画(以下この項において「施設管理を達成するため、次の事項を定めた施設を達成するため、次の事項を定めた施設を達成する計画に従って施設管理を達成する。	、工事、巡視、点検、検査その他の用原子炉設置者は、発電用原子炉施十一条。法第四十三条の三の二十二	理」という。)に関し、発電用原子炉ごと、工事、巡視、点検、検査その他の施設の用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保十一条 法第四十三条の三の二十二第一項矛電月原円炉が設置の旅言で表	改

理を実施すること。

イ~チ (略)

五. それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること 施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計画を、

### イ・ 口 略

六 (略

七 用 電 ある場合におい 用原子 原子炉 て特別な措置を講ずること。 発電用原子炉の 炉 施設がその施設管理を行う観点から特別な状態に 施設の ては 状態に応じて、 運転を相当期間停止する場合その他発電 次号に規定する場合を除き、 前各号に掲げる措置につ 当該発

じて、 原子炉 条の三の三十四 炉 始 を適切に考慮した上で、 の運転を相当期間停止する場合においては、 日をいう。 運 転開 第一 施設の 始日 号から第六号までに掲げる措 長期的な劣化に関する評価を行い、その結果 (第百十三条第二項第一号に規定する運転開 から起算して三十年を経過した発電用原子 第二項の認可を受けた場合を除き、 当該発電用原子 置について特別 炉施設の状態に応 法第四十三 発電用 な

しくは第三項の規定により 発電用原子炉設置者は、 長期施設管理計画を定め 法第四十三条の三の三十 第 又は同条 項若

2

2

措置を講ずること。

略

Ŧi.

それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること から第三項までに規定する措置を除く。 施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計 (次条第 画 を、 項

イ・ 口 (略)

六 (略)

七 <u>ځ</u> 。 て、 ある場合に 用原子炉施設がその 発電用 前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずるこ 原子炉 おいては、 0 運転を相当期間停止する場合その 施設管理を行う観点から特別な 当該発電用原子炉施設 0) 状態 心に応じ 状 他 態に 発電

(新設)

より 発電用原子 長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定に 炉設置者は、 次条第 項から第三項までの規定に

方針に反映させなければならない。たときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更し

(長期施設管理計画の認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定

- 者の氏名

  一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 一 発電用原子炉の名称
- 四 長期施設管理計画の期間
- 五. 劣化評 0 理 及び劣化点検 号及び 電 法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下こ 0 通 ため 常点検 用 価の方法及びその結果に関する次に掲げる事 原 子 第百十三条の六第二項第三号において同じ。) 0 炉 点検等のうち、 (施設管理実施計画に従って実施する施設管 、施設の劣化の状況を把握するため追加的に (通常点検以外の点検又は検査であって、 その内容がハに掲げる評価 項  $\mathcal{O}$

い。規定により定められた施設管理方針に反映させなければならなまり長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の

発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

子力規制委員会に提出しなければならない。 第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長につ第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長につ第百十三条 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条

者の氏名
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代

表

- 工場又は事業所の名称及び所在地 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る
- となる発電用原子炉の名称 三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の

対

象

- 四 延長しようとする期間
- 2 \ \ \ 請がされているときには、 十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申 して行っている場合であって、 前項の申請書には、 ただし、 第二号の評価を第八十二条第二項の 次に掲げる書類を添付しなければならな 第二号に掲げる書類を添付すること 同項 の評 価 の結果に関する第九 評価と 体と

同じ。)の方法及びその結果条の四第一項第三号及び第百十三条の六第二項において実施する必要があるものをいう。以下この号、第百十三

- 口 力 電用原子 であって、 及びその結果 規制委員会が認めるものをいう。 特 別点検 又は確認するため特別に実施する必要があると原子 炉 長 施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査 (通常点検及び劣化点検以外の点検又は検 り期間 この運転に伴って生じるおそれがある発 以下同じ。)の方法 査
- 項 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事 3

第

項の申請書の提出部数は、

正

本及び写し各

通とする。

- (1) 評価期間
- 下同じ。) に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化2 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確
- (3) 評価方法及び評価結果

六 間 する監視試験片をいう。 射量に応じ、 発電 中に実施する必要がある試験 性子の照射 用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置 監視試 による脆化の影響を確認するため、 **【**験片 以下同じ。)を用いて第四号の期 (技術基準規則第二十二条に規定 (第百十三条の四第 中性子照 項 第

を要しない。

設備 申 の劣化 請に至るまでの この状況 0 間 把 提の  $\mathcal{O}$ 運転に伴 ための点検の結果を記載 い生じた原子炉その た書 他  $\mathcal{O}$ 

類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係記載した書類 その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉

る施設管理方針を記載した書類 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係

25

た。) 六号において「監視試験」という。) に関する措置を含

するための措置
要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必となり一般に利用されなくなることをいう。)その他の事となり一般に利用されなくなることをいう。)その他の事となり一般に利用されなくなることをいう。)その技術が旧式

る基本的な方針及び目標の第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関す

係る品質マネジメントシステム九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に

い。前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

2

いう。)を証する書類三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」と三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」と申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の

の結果に関する説明書 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びそ

各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超え三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

りでない。 事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限 ものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定 のを除く。 別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているも 第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特 に特定共用施設 事項の記載を省略することができる。ただし、 共用施設について特別点検を実施したときは、 発電用原子炉の附属施設 )であって、その供用開始日が運転開始日前である (二以上の発電用原子炉施設において共用する (法第四十三条の三の三十二第一項) 評価対象機器等 同号ロに掲げる

4 る。 号口に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができ 省略するときは、 前項本文の規定により第一 第二項第二号に掲げる書類のうち第一 項第五号ロに掲げる事項の記載を 項第五

(新設)

法第四十三条

第百十三条の二

前条第一項及び第二項の規定は、

する前条第一項の規定にかかわらず、 を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用 の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可 次の各号のい ずれかに該当する場合には、 同項各号に規定する申請 前項において準用

書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略す

2

る。

ものの記載については、この限りでない。施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るまれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実ることができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含

- 間が含まれない場合第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項
- 期施設管理 間 第四号の 限 日 こが含ま 項の認可を受けたことがあるとき。 る。 から 当 該申 起算して四十年を超える期間 について法第四十三条の三の三十二第一 れ 期間に運転開始 請 計画 ない 書に記載する前項において準用する前条第 場合であって、 (当該長期施設管理 日から起算して六十年を超える期 その発電用原子炉に係る長 が含まれているものに 計 画 0 期間に運転開 項又は 項 第 始

受けた長期施設管理

計

画

(当該長期

施設管

理

計画

期間

した法第四

十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を

期

間

の終

期れ

がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設に

間

が含ま

る場合であって、

その申請書に記載する同号の

ついて実施し

た直

. 近 の

特別点検

に係る前条第

項第

五号ロに掲げる事項を記載(特定共用施設に係るもの

第四号の

期間に運転開始日から起算して六十年を超える期

請書に記載する前項において準用する前条第

項

当該申

期から十年を経過する日を超えないとき。の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)の始るものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれてい

に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。 るときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとす4 第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならなを受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可第百十三条の三、法第四十三条の三の三十二第四項の規定により

者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

二 工場又は事業所の名称及び所在地

新設

三 発電用原子炉の名称

うち、変更しようとする事項及びその内容四 第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項の

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

ハ変更の理由

3 第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類の3 第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類の

より (新設)

(長期施設管理計画に記載すべき事項等)

、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期第百十三条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により

一第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

施設管理計画を記載しなければならない。

- 記載すること。 あって、その期間が十年を超えないように始期及び終期を一 第百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間で
- 載すること。物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記の特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造三 第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロ
- まれる期間に応じて定め、これを記載すること。年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十四 第百十三条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号
- 措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方六 第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関すること。 、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載する 五 第百十三条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は
- しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百十三条第一器第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けよ

2

法を明らかにして記載すること。

施設管理実施計画に反映しなければならない。長期施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用た事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用た事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用にするのでは届出があったときは、その変更後のもの)に記載される。施設管理計画(同条第四項又は第七項の規定による変更の上、表面、

第二条のうち、 研究開発段階発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 (平成十二年総理府令第百

<del></del>	
$\overline{+}$	Ė
<u>'</u>	-
号	
<u> </u>	(
第一	ا ن
第七十二	
六	Ŧ
六条及	2
及	ļ
び	2
第三	ļ. 17
/\ 	2 [)
条	7 -
か	j
5	Ţ
第一	_
白八	<i>y</i>
八 冬	1
米及び第百八条から第百八条の四までの改正規定	在多国家具体多情况后 州公言品
兀	
ま	j
での	車 ろ
ひり	英重舎 ( 暦 ) プ
产	( [
規	J.
定	,
を	見
火の	È
了 上	$\frac{7}{2}$
5 う	J.
を次のように改める。	_
改	_
め	£ √
ବ <sup>ୃ</sup>	乔
	Į
	2
	(三月一二名新五月~号)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発	(発電用原子炉施設の施設管理)	改 正 後
第七十六条 法第四十二	(発電用原子炉施設の	改
二条の三の二十二第一項の	の施設管理)	正
別規定により		前

発

置を講じなければならない。管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設

受けた場合は、この限りでない。

受けた場合は、この限りでない。

受けた場合は、この限りでない。

の本において「施設管理方針」という。)を定めるい下この条において「施設管理方針」という。)を定めるい下この条において「施設管理方針」という。)を定めるい下この条において「施設管理方針」という。)を定めるいた。

を変置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(

の本語の一項の許可を受けたところによるもの受けた場合は、この限りでない。

### 一·三 (略)

几

実施すること。

主施すること。

主施すること。

主施すること。

主施設管理の実施に関する計画(以下この項、第百八条第一施設管理の実施に関する計画(以下この項、第百八条第一施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた

## イ〜チ (略)

置を講じなければならない。管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設

## 二·三 (略)

## イ〜チ (略)

から第三項までに規定する措置を除く。)。それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、

## イ・ロ (略)

### 六 (略)

七 用 1 電 あ て特別な措置を講ずること。 る場合においては、 原子 発電 用 原子 炉 用 炉 施設がその 原 施設の状態に応じて、 子 炉 (T) 運 施設管理を行う観点から特別な状態に 転を相当期間停止する場合その他発電 次号に規定する場合を除き、 前各号に掲げる措置に 当該発 0

の 三 子  $\mathcal{O}$ 日 適 を講ずること。 をい 切に考慮した上で、 炉 運 運 施設 第一 の 三 転 転 を相当 う。 開 号から第六号までに掲げる措 0 + 始 長期的な劣化 兀 日 第二 期 から起算して三十年を経過した発電用原 (第百八条第二項第一号に規定する運転開 間 !停止する場合においては、 項の認可を受けた場合を除き、 当該発電 に関する評価を行い、 用 原子 置に 炉 施設 つ V 0 法第四十三条 て特別な措 状態に応じ その結果を 発電用 子 炉 始 原

たときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更ししくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若

## (長期施設管理計画の認可の申請

方針に反映させなければならない。

### イ・ロ (略)

### 六 (略)

七

ځ て、 ある場合においては、 用原子炉施設がその 発電用 前各号に掲げる措置につい 原 子 炉 0 運転を相当期間停止する場合その 施設管理を行う観点 当該発電用原 て特別な措 子炉施 から 設 置を講ずるこ  $\mathcal{O}$ 特 状 別 態 な 心に応じ 状 他 態に 発 電

### (新設)

より 規定により より長期施設管理方針を変更したときは、 発電用原子 長期施設管理 定め 炉設置者は、 5 れ 方針を策定したとき又は同条第四項の規定に た施設管理 次条第 方針 項 に反映させなけ へから第三 これを前項第 項までの れ ばなら 規定に 号の

2

# 、発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請

第百八条 より、 申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 るときは、 る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとす 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定に 当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した

者の氏名 氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては、 その代表

工場又は事業所の名称及び所在地

匹 三 発電用原子炉の名 長期施設管理計 画の期間

五. 劣化評 価の方法及びその結果に関する次に掲げる事

施 電 び  $\mathcal{O}$ 方 理 用原子 す 劣化点検 号及び第百八条の六第二項第三号において同じ。 法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下こ 0 通 る必必 ため 常点検 要があるものをいう。 炉 0 施設 点検等のうち、 (通常点検以外の点検又は検査であって、 (施設管理実施計画に従って実施する施設管 の劣化の状況を把握するため追加的に実 その内容がハに掲げる評価 以下この号、 第百八条 及 発  $\mathcal{O}$ 0)

口 ľ, 兀 第 特 別点検 0 項 方法及びその結果 第三号及び第百 (通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査 八条 0) 六第二項 E お 1 て同

で あ 0 て、 長 期 間 0 運 !転に伴って生じるおそれがある発

> 第百八条 三月以内に次に掲げる事項を記 て認可を受けようとする者は、 項の 発電用原子炉を運転することができる期間の 法第四十三条の三の三十二第四 当該期間 載した申請書を原子力規制委員 項 0) 満 の規定により 了前 延長に 年以 ラ同条第 上 0 年 11

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その 代 表

会に提出しなければならない。

者の氏 名

工場又は事業所の名称及び所在 発電用 原子炉 を運転することができる期 地 間 の延長に に係る

となる発電用原子炉の名称 発電用原子炉を運転することができる期

間

0)

延

長

0

対

象

項

 $\equiv$ 

2 兀 前 項の 延長しようとする期間 申請書には、

次に掲げる書類を添付しなければならな

V )

設備 類 申 の劣化 請に至るまでの この状況 0 把 間 握のための点検 の 運転に伴 い生じた原 の結果を記載し 子 炉 その た 他 書

その他 記載した書類 延長しようとする期間における運転 この設備 0 劣 化 0 状 況 に 関 ける技術 術 に 的 伴 な V 評 生 価 ず Ź  $\mathcal{O}$ 源子 結 果 炉

 $\equiv$ る施設管理方針を記載し 延長しようとする期間における原子炉その た書類 他 0 設 所備に · 係

電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査 3

力規制委員会が認めるものをいう。 又は確認するため特別に実施する必要があると原子 以下同じ。)の方法

経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事

及びその結

(2)(1)

(3)評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置

射量に応じ、 性子の照射による脆化の影響を確認するため、 監視試験片 (研開炉技術基準規則第二十一条 中性子照

中

号の期間 に規定する監視試験片をいう。 中に実施する必要がある試験 以下同じ。)を用いて第四 (第百八条の四第一

項第六号におい 7 監視試験」という。 )に関する措置を

七 となり一般に利用されなくなることをいう。)その他 技術の 旧 式 化 (科学技術 の進展に伴い、 その技術が旧式 . の 事

由により、

発電用原子炉施設の安全性を確保するために必

36

第 項 の申 請書の提 出 部 数は、 正 本及び写し各 通とする。

評価期間

評 価対象機器等

(発電用原子炉施設の安全性を確

保するために必要な機器及び構造物のうち、 経年劣化

に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以

下同じ。)

するための措置要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防

- る基本的な方針及び目標への第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関す
- 係る品質マネジメントシステム九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に
- 一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条のい。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

2

- 一 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びそいう。) を証する書類三の十一第三項の確認を受けた日 (以下「運転開始日」と
- 三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書の結果に関する説明書

3

事項の記載を省略することができる。ただし、 別点検に係る第 第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特 発電用原子炉の附属施設 に特定共用施設 各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる る期間が含まれない場合には、 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超え 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書 一項第五号ロに掲げる事項が記載されているも (二以上の発電用原子炉施設において共用する (法第四十三条の三の三十二第一 同項の規定にかかわらず、 評価対象機器等 同項 項、

りでない。
事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げるものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定のを除く。)であって、その供用開始日が運転開始日前である

三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を第百八条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の

施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るまれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略すする前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請

2

る。

受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用す

一 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一

項

ものの記載については、この限りでない。

(新設)

前

項本文の規定により第

一項において準用する前条第

項

第四 間 ごが含ま 号  $\mathcal{O}$ れ 期 な 間 に 場 運 転 開 始 日 か 6 起 算して 四 + 年を超える期

限 期 日 間 第 こが含ま 項 る。 から 施設 四 当 の認可を受けたことがあるとき。 号 該 起算して四十年を超える期間 管 0) 申 -請書に につ 理 れ 期 計 間 な 11 画 に 1 て法第四十三条の三の三十二 運 記載する前 場合であって、 (当該長期施設管理 転開 始 日から起算して六十 項に その おい 計 が含まれているも 発 て準用する前条第 画 電 0) 用 期 原子炉に係る長 別間に運 第 ・年を超える期 項又は 転開; のに 項 第 始

るもの 受け を除 期  $\mathcal{O}$ 運 した法第四十三条の三の三十二第 ついて実施し 間 第 ごが含ま 認 転 匹 から十年を経過する日を超えないとき。 間 当 た長期施設管理計 可 開 0 号 該 又 で 終 0) 申 始 あっ は Ħ 期 れる場合であって、 期 請書に記載する前項において準用する前条第 別間に運 から に係る前に が 届 出が て、 た直 その 起算して六十年を超える期間が含まれ あっ .近の特別点検 発電用原子 転開始日から起算して六十 同 条第 条第四項又は第七項 たときは、 画 (当該長期施 項第 が炉に その申請書に記載する同号 五号ロに掲げる事項を記載 (特定共用施設に係るも その変更 係る発電用原子炉施設に 項又は第三項の 設管理 0 後のもの) 規定による変更 計 年を超える期 画 0) 期間 認 0) 可 7 始 項

る説明書の添付を省略することができる。
号に掲げる書類のうち同条第一項第五号ロに掲げる事項に関す五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、同条第二項第二

に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。 るときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとす 第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならな受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を第百八条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、

者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

工場又は事業所の名称及び所在地

発電用原子炉の名称

ち、変更しようとする事項及びその内容四 第百八条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のう

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理

由

変更の理由

(新設)

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた別により長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた第でででででは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた第可を受けなければならない。

なければならない。 書(変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。)を添付しき変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明3 第一項の申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のう

(長期施設管理計画に記載すべき事項等)

発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施第百八条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、

設管理計画を記載しなければならない。

って、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記第百八条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であ第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物一 第百八条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの

載すること。

(新設)

すること。 ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載

れる期間に応じて定め、これを記載すること。を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込ま期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年四 第百八条第一項第五号ハ⑴の評価期間は、同項第四号の

と。 評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載するこ評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載するこ五 第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、

を明らかにして記載すること。置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法、第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措

2

検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。 第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施し第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施し器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百八条第一項器第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けよ

より評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法にするために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理

転が認められたものと解してはならない。により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運

施設管理実施計画に反映しなければならない。長期施設管理計画(同条第四項又は第七項の規定による変更の原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を原子炉設置者は、これらの認可を受けた後のもの)に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用た事項に施設管理計画(同条第四項又は第七項の規定による変更の原子炉設置者は、これらの認可を受けた場所を受けた場所を受けた。

附 則 第一 条 中 附 則 第四 条の規定は、 を 附 則 第五 条の 規定は」 に改め、 (令和 五. 年十 月 日

段階 から」 |発電| の 下 に 用 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 設 附 置、 則 第三 運転等 条 0) 規 に 関 定は実用 する 規 則 発電  $\mathcal{O}$ 用 原 部 を改 子 炉 正する規則 0 設置、 運  $\mathcal{O}$ 転等に関す 部 を改 正 る規則 するに 規 及 則 U 研究開 **令** 和 発

年 原子 力規制 委員会規則第 号)  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 カコ ら し を 加 える。

制 附 則 (会設置 第二条 Ö 見出 L を削 <del>一</del> り、 同 条 第四  $\mathcal{O}$ 前 一十七号) に 見出しとして 附則第二十五条第 (経過措置)」 項に規定する既設 を付い 同条中 電 「原子· 力規 子 炉

であって、この 委員 法 規則 伞 成  $\mathcal{O}$ 施 行 应  $\mathcal{O}$ 際 年 現 法 に 律 設置され てい るも のをいう」 を 「改正法附 ]則第1 三条に 発 規定する平 用 原

成二十四年既設発電用原子炉をいう。以下同じ」に改める。

附 則 中第四 条を第五条とし、 第三条を第四条とし、 第二条の次に次の一条を加える。

第三条 する規 に、 当 設 五. に  $\mathcal{O}$ とする者は、 該 年 つい 場合に (その特 原 そ 特 7 子 改 正 則 0) 別 点検 力 及 は お 期 び 間 別 法 規 11 を実施を 点検 その 制委員 研 同 て、 中に当 附則第四条第一 究 項 当 開 中  $\mathcal{O}$ 長 (期施) 会規 発段 該 実 該特定共用 することができないも 特 長 施 **%**階発電 記管 理 i 則第 別 時 期施設管 [期を超] 点検 項若しくは第三項、 兀 を 号) 計 用 施設につい 理 過したことその 原 画に係る平成二十四 とあ 附則 計 子 炉 画に 第 る  $\mathcal{O}$ 設置 対す て特 のに 三条  $\mathcal{O}$ は る新 限 別点検を実施する旨を記載 前 特 第五 他 段 る。 運 転  $\mathcal{O}$ 別 実  $\mathcal{O}$ 用 年 条第一 規定 等に 点検 正 当な事 炉 が含まれるときは、 既設発電用 規則第一 関する規 により (実 項又は第六条第一 用 由 長 発 百 により、 1十三条 電 原子炉 期 則 施 用  $\mathcal{O}$ 設 原 こ の 管 部 子 OÜ 0 当 該 理 炉 兀 な 附 を 項の認一 第 計 改 け 規 属  $\mathcal{O}$ 画 正す 設 二項 れ 長期 則 施 に当 置 ば 設 0 る規 な 施 施 に 可を受けよう  $\mathcal{O}$ !特定共E 該 5 設管 運 規 行 な 定 期 則 転 0 等 間  $\mathcal{O}$ 理 日 **令** 用 中 に 適 計 前 に 和 関 用 施 に 画

附則

実

施

する旨

を記載

L

なけ

ればならない

ŧ

のを含む。)

を」とする。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2

 $\mathcal{O}$ 

規定

に基づく認

口

を受けた者は、

そ

 $\mathcal{O}$ 

長

期

施

設

管

理

計

画

 $\mathcal{O}$ 

評

価

対

象

機器等

(実

用

発

電

用

原

子

炉

 $\mathcal{O}$ 

等 この  $\mathcal{O}$ 部 規 を 則 改  $\mathcal{O}$ 施 正す 行 る  $\mathcal{O}$ 法 日 律 前に脱炭 令 和 素社 五. 年 会の 法 律 実現に 第 匹 +匝 向けた電気供給 号。 以 下 改 正 体 法 制  $\mathcal{O}$ とい 確 立を図るため う。 附 則 第  $\mathcal{O}$ 電 四 気 条 《事業法 第 項

設 正 す 置 Ź 規 運 則 転 等 (令 に関い 和 す 五. る規 年 原子 則 力 及 規 び 制 研 委員 究 開 (会規) 発段階 則第四号) 発 電 用 原 子 による改 炉  $\mathcal{O}$ 設 E 置 後  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 運 実用 転 等 発電 に 関 用 す 原子 る 規 炉 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設 部 置 を改 運

転 等 に 関 す る規 則 以 下 新 実 用 炉 規 則 とい . う。 第百十三条第 項 第 五. 号 ハ (2)に 規 定 す る 評

価 対 象 機 器 等 を 1 う。 に 特定 共 用 施 設 (新 実 用 炉 規 則 第百十三条第三項 ただだ L 書に見 規 定す る特 定

七 共 年 用 六 施 月六 設 を 日 1 う。  $\mathcal{O}$ 前 が 目 ·含ま まで れ に、 る場 新 参合に<br/> 実 用 は 炉 規 則 改 第 正 百 法 十三 附 則 条 第 第 条第 項 第 四 号に 五. 号 · 掲 げ 口 に る規 撂 げ 定 る 事  $\mathcal{O}$ 項 施 又 行 は 0 同 Ħ 項 **令** 第 六 和

号に · 掲 げる事 項のうち当 該 S 特定: 共 用 施設  $\mathcal{O}$ 特 別 点検に係るものに つい . て、 改正 法附 則 第 六条第 項

の変更の認可を申請し、 又は同条第二項の規定による変更の届出をしなければならない。この場合

において、 同日までに当該変更の認可の申請に対する処分がされなかったときは、当該処分がされ

新実用炉規則第百十三条第三項ただし書又は第百十三条の四第二項の規定は適用し

ない。

るまでの間は、

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審 香基準等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定 の審査基準等の一部を改正する等の規程

- 第1条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により 改正する。
  - (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号) 別表第1
  - (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設 保安規定の審査基準(原管P発第1306196号) 別表第2
  - (3) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準(原規規発第2308304号) 別表第3
- 第2条 実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第131127 1号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(令和7年6月6日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は令和年月日から、第1条第3号に係る改正規定及び附則第5条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(令和年原子力規制委員会規則第号。以下「令和年改正規則」という。)の施行の日(令和年月日)から施行する。

(実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に係る経過措置)

- 第2条 改正法附則第3条に規定する平成二十四年既設発電用原子炉を設置している者は、施行日前においても、この規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(以下「新保安規定審査基準」という。)の規定に適合するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の24第1項後段の規定による変更の認可の申請をすることができる。
- 第3条 前条の規定による変更の認可の申請に対する処分については、施行日前においても、新保安規定審査基準の規定の例によることができる。
- 第4条 附則第2条の規定による変更の認可の申請をした者に対する新保安規 定審査基準の適用については、施行日の前日までに当該申請に対する処分が されなかったときは、当該申請に対する処分があった日又は施行日から起算 して6月を経過した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。 (実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準の一部改正に係る経過措 置)
- 第5条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年原子力規制委員会規則第4号)附則第3条又は令和 年改正規則附則第2項の規定の適用を受ける者については、この規程による改正後の実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準(以下「新長期施設管理計画審査基準」という。)II. 2. (1)⑤の規定により読み替えて準用する新長期施設管理計画審査基準II. 2. (1)④の規定中初回の特別点検に関する部分は、適用しない。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後 実用炉規則第92条第1項第8号二 発電用原子

発電用原子炉の運 転期間

1. • 2. (略)

- 3. 実用炉規則第92条第2項に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。
- 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検

実用炉規則第92条第1項第8号二 発電用原子炉の運 転期間

TE.

改

前

1. • 2. (略)

- 3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。
- 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検

査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始する ために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載さ れていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定 に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業 者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

劣化評価への影響を評価した結果の内容は、「実用 発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」(原規 規発第2308304号(令和5年8月30日原子力 規制委員会決定))を参考として記載していること。

(削る)

 $5. \sim 7.$  (略)

実用炉規則第92条第1項第18号 の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の策定並びにこれらの評価及び改善について、「<u>核原</u> 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に 基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のた めの措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912 査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始する ために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載さ れていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定 に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業 者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の 変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理 由が明らかとなっていること。

6.~8.(略)

実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設 の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「<u>原子力事業者等における</u>使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原

- 257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員 会決定)) を参考として定められていること。
- 2. 認可を受けた長期施設管理計画(変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に定められた 劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。
- 3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要が生じた場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

(削る)

- 子力規制委員会決定)) を参考として定められている こと。
- 2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に 関することについては、「実用発電用原子炉施設にお ける高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規 則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化 に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制 を定め、当該評価を定期的に実施することが定められ ていること。
- 3. <u>運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子</u> <u>炉については、長期施設管理方針</u>が定められているこ と。

4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの

規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする 場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1 項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の 見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」と いう。)が添付されていること。 5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用 発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイ ド」を参考として記載されていること。 4.・5. (略)

別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 TE. 前 研開炉規則第87条第1項第8号二 発電用原子炉の運 研開炉規則第87条第1項第8号二 発電用原子炉の運 転期間 転期間 1. • 2. (略) 1. • 2. (略) 3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用 3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用 原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔 原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔 から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間 から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間 (発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始 (発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始 するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、の するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、の

うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を 上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検 査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始する ために発電用原子炉を停止するまでの期間) が記載さ れていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定 に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業 者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

(削る)

 $4. \sim 6.$ (略)

研開炉規則第87条第1項第18号 発電用原子炉施設 の施設管理

の策定並びにこれらの評価及び改善について、「核原

うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を 上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検 査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始する ために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載さ れていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定 に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業 者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

研開炉規則第77条第4項の見直しの結果の内容 は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実 施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25 年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として 記載していること。

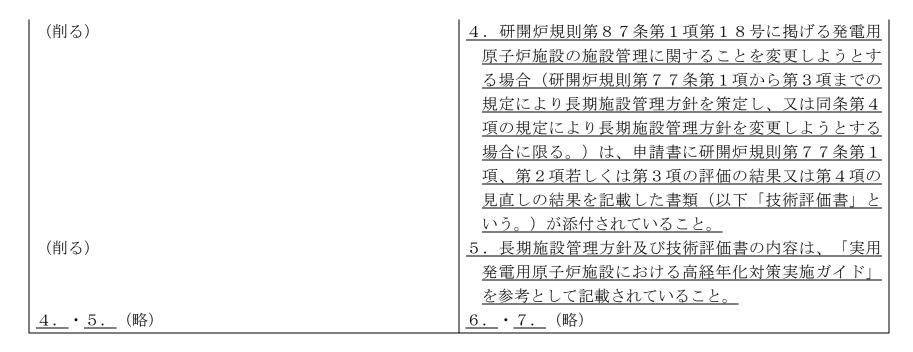
- 4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の 変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理 由が明らかとなっていること。
- $5. \sim 7.$  (略)

研開炉規則第87条第1項第18号 発電用原子炉施設 の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子

- 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。
- 2. 認可を受けた長期施設管理計画(変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に定められた 劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。
- 3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要が生じた場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

- 力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定めていること。
- 2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に 関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、研開炉規 則第77条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化 に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制 を定め、当該評価を定期的に実施することが定められ ていること。
- 3. <u>運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子</u> <u>炉については、長期施設管理方針</u>が定められているこ と。



別表第3 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

	(一個な自力(なび工事)力)
改 正 後	改 正 前
Ⅱ. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項	Ⅱ. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項
1. (略)	1. (略)
2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の	2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の
方法及びその結果	方法及びその結果
(1)通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結	(1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結
果	果

## ① $\sim$ ③ (略)

④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に 規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、発電用原子炉施設(特定共用 施設を除く。)に係る初回の特別点検については、運転開始日から起算して35年を経過 する日以降、運転開始日から起算して40年 を経過した日を含む長期施設管理計画の始期 まで(運転開始日から起算して40年を経過 する日を超えて初めて長期施設管理計画の認 可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで)に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から起算して55年を経過する日以降、運転開始日から起算して60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで(運転開始日から起算して60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで)に実施していること。

それ以降の追加点検については、発電用原

### ① $\sim$ ③ (略)

④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に 規定する「原子力規制委員会が必要と認める 時期」として、<u>初回</u>の特別点検については、 運転開始日<u>から</u>35年を経過する日以降、運 転開始日<u>から</u>40年を経過した日を含む長期 施設管理計画の始期まで(運転開始日<u>から</u>4 0年を経過する日を超えて初めて長期施設管 理計画の認可を受けようとする場合は、その 長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該 長期施設管理計画の始期まで)に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から55年を経過する日以降、運転開始後60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで(運転開始日から60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで)に実施されていること。

それ以降の追加点検については<u>、</u>直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期

子炉施設(特定共用施設を除く。)に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施していること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

- ⑤ 上記④の規定は、特定共用施設について準用する。この場合において、同規定中「運転開始日」とあるのは「特定共用施設の供用開始日」と、「経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「経過する日まで」と、「発電用原子炉施設(特定共用施設を除く。)に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「特定共用施設に係る直近の追加点検の実施後10年を超えない期間ごと」と読み替えるものとする。
- ⑥ 発電用原子炉施設 (特定共用施設を除 <u>く。) について、特別点検</u>の実施体制及び実

施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに<u>実施されている</u>こと。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

(新設)

⑤ 特別点検及び追加点検の実施体制及び実施 手順並びに<u>その点検</u>の対象となる機器又は構 施手順並びに<u>当該特別点検</u>の対象となる機器 又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施 時期が適切に定められていること。また、<u>特</u> 別点検の結果として技術評価に用いる点検等 の結果が明らかにされていること。

特定共用施設に係る特別点検を実施した場合も、同様とする。

- (2) (3) (略)
- 3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子 炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照 射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第22条に 定める監視試験片をいう。)を用いて長期施設管理 計画の期間中に実施する必要がある試験(以下「監視試験」という。)に関する措置を含む。)

①~③ (略)

④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施 すべき特定共用施設がある場合(当該特別点検 が申請に係る発電用原子炉施設と当該特定共用 施設を共用する他の発電用原子炉施設において 行われる場合を含む。)には、当該特別点検の 実施時期及び実施方針(当該特別点検の結果に 造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が 適切に定められていること。また、特別点検 及び追加点検の結果として技術評価に用いる 点検等の結果が明らかにされていること。

- (2) (3) (略)
- 3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子 炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照 射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第22条に 定める監視試験片をいう。)を用いて長期施設管理 計画の期間中に実施する必要がある試験(以下「監視試験」という。)に関する措置を含む。)

① $\sim$ ③ (略)

(新設)

基づく劣化評価の再実施及び当該長期施設管理 計画の変更に関する方針を含む。)が適切に定 められていること。 改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程

- 第1条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により 改正する。
  - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前 事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (原規規発第 1912257 号-7) 別表第 1
  - (2) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領(原規規発第 2308304号) 別表第2
- 第2条 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド(原管P発 第 1306197 号)
  - (2) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド (原管 P 発第 1307081 号)
  - (3) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管 P 発第 1306198 号)

附則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(令和7年6月6日)から施行する。ただし、第1条第2号に係る改正規定は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則 の一部を改正する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)の施行の日 (令和 年 月 日)から施行する。 別表第1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安の ための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

III. 定期事業者検査

1. ~3. (略)

4. 定期事業者検査の報告

(1) (略)

(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項(第3 項)

正

後

①定期事業者検査の計画(第1号)

改

- ○定期事業者検査に係る工程 (略)
- ○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)
- ○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業 者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した 上で、それぞれの検査項目について、以下の事 項を記載する必要がある。

- (略)
- (略)
- ・長期施設管理方針(発電用原子炉にあって

- 1. ~3. (略)
- 4. 定期事業者検査の報告
- (1) (略)
- (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項(第3 項)

前

- ①定期事業者検査の計画(第1号)
  - ○定期事業者検査に係る工程 (略)
  - ○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)
  - ○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業 者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した 上で、それぞれの検査項目について、以下の事 項を記載する必要がある。

- (略)
- (略)
- ・長期施設管理方針の反映として実施し、又

は、長期施設管理計画。以下同じ。)の反映 として実施し、又はこれを考慮することによ り内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点 (略)

②~⑧ (略)

5. (略)

#### VI. 施設管理

- 1. ~4. (略)
- 5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の評価及び反映(第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、 施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の 改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画について は、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の 項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の はこれを考慮することにより内容を変更す るものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点 (略)

②~⑧ (略)

5. (略)

#### VI. 施設管理

- 1. ~ 4. (略)
- 5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の評価及び反映(第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、 施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の 改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画について は、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の 項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の 信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

- i. ~iii. (略)
- iv. 経年劣化に関する技術的な評価(発電用原子炉 にあっては、長期施設管理計画。以下同 じ。)、安全性向上評価及び定期安全レビュー の結果(該当する場合)
- v. vi. (略)
- 6. 特別な施設管理実施計画 (<u>第1項第7号(発電用原</u> 子炉にあっては、第1項第7号及び第8号))
  - ○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その 他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態 にある場合においては、特別な施設管理実施計画を 定め、実施する必要がある。

特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

- i. ~iii. (略)
- iv. <u>高経年化技術評価</u>、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合)
- v. · vi. (略)
- 6.特別な施設管理実施計画 (第1項第7号)
  - ○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その 他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態 にある場合においては、特別な施設管理実施計画を 定め、実施する必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な 状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追 加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般 に対する長期保管対策を実施する場合等とする。 相当期間とは、例えば次に掲げる期間がおおむね 1年以上とする。

- ・法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間
- ・法令に基づく命令による義務を履行するために 原子力施設の運転等を行うことができない場合 における当該義務を履行するための期間

#### ○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI.

3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合に おいては、それまでの点検等の適切性の評価を行っ た上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行 う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

#### ○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI.

3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合に おいては、それまでの点検等の適切性の評価を行っ た上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行 う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

て検討し、定める必要がある。

運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉にあっては、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」(原規規発第2308304号(令和5年8月30日原子力規制委員会決定))を参考として、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、劣化を管理する観点から特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。また、当該評価の再評価を10年を超えない期間ごとに実施することを組織内規程類に定めるとともに、当該評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合に当該評価の見直しを実施し、その結果を踏まえて特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。

7. 原子力施設の経年劣化に関する<u>技術的な評価</u>に基づ く長期施設管理方針の反映(第2項)

原子力施設の経年劣化に関する<u>技術的な評価</u>及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針その他

て検討し、定める必要がある。

7. 原子力施設の経年劣化に関する<u>技術評価</u>に基づく長期施設管理方針の反映(第2項)

原子力施設の経年劣化に関する<u>技術評価</u>及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映する

必要な箇所に反映することにより、施設管理における 各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示 す。

# 表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごと 表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごと の規則名一覧表(規則名は付表)

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に	(略)	第108条~	第113条~	(略)
関する技術		第108条の	第113条の	
的な評価		6	<u>6</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した 表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した 傾向監視としての基本的要求事項

経年劣	(略)	30年以降に実施する傾向監視*1
化事象		
(略)	(略)	(略)
耐震安	(略)	同左
全性		ただし、プラントの長期供用を念頭
		に置いて、 <u>経年劣化に関する技術的</u>

ことにより、施設管理における各種活動を一体として 実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示 す。

# の規則名一覧表(規則名は付表)

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に	(略)	<u>第77条</u>	第82条	(略)
関する技術				
的な評価				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 傾向監視としての基本的要求事項

経年	劣	(略)	30年以降に実施する傾向監視**1
化事	象		
(略)		(略)	(略)
耐震	安	(略)	同左
全性			ただし、プラントの長期供用を念頭
			に置いて、 <u>高経年化技術評価</u> の結果

		な評価の結果に基づく現状保全に追
		加し管理すべき経年劣化事象を加味
		した、耐震安全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1~※3 (略)

# 表 5 経年劣化に関する技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉	「実用発電用原子炉の長期施設管
の設置、運転等	理計画の審査基準」(原規規発第
	2308304号(令和5年8月30日原
	子力規制委員会決定))
(略)	(略)

		に基づく現状保全に追加し管理すべ
		き経年劣化事象を加味した、耐震安
		全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1~※3 (略)

# 表 5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉	「実用発電用原子炉施設における
の設置、運転等	高経年化対策実施ガイド」(原管
	P 発第1306198号(平成25年 6 月
	19日原子力規制委員会決定))
(略)	(略)

別表第2 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について	Ⅱ. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について
1. • 2. (略)	1. • 2. (略)
3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「発電用原子	3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「発電用原子
炉施設の劣化を管理するために必要な措置」	炉施設の劣化を管理するために必要な措置」
①~③ (略)	①~③ (略)

④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施すべき特定共用施設がある場合は、その実施時期及び実施方針を記載すること。

(新設)

4. ~6. (略)

 $4. \sim 6.$  (略)

実 用 発電 用 原子 炉  $\mathcal{O}$ 設 置 運転等に 関する規則及び 研 究開 発段階発電 用 原 子 ·炉 0 設 置 運 転 等

に 関 す る規 則  $\mathcal{O}$ 部を改正 する規 則  $\mathcal{O}$ 部を改正する規 則  $\mathcal{O}$ 変更質 所 (見え消し)

# ○原子力規制委員会規則第

号

核 原料物質、 核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第四十

三条の三の三十二の 規定に基づき、 実用発電用原子炉 の設置、 運転等に関する規則及び研 究開 発段階

発電 用原子炉 0 設置、 運転等に関する規則の一 部を改正する規則の一 部を改正する規則を次のように

定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用 発 電用 原 子 **泸** 0 設置、 運転: 等に関する規 別則及 び 研 究開 発段 階 ·発電 用 原子 炉 0 設 置 運 転

等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

実用 発電 用 原 子炉  $\mathcal{O}$ 設置 運 転 等 に 関 うす る規 則 及び 研 究開 発段 階 発 電 用 原 子 炉 0) 設 置 運 転 等 に関

する規則 0 部を改 正 する規則 <del>(</del>令 和 五. 车 ·原 子 力 /規制/ 委員 (会規則第 匹 号)  $\mathcal{O}$ 部 を次のように改正 す

る。

第 条のうち、 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 (昭和五十三年通商産業省令第七十

七号)第八十一条及び第百十三条から第百十三条の四までの改正規定を次のように改める。

実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管	一項第五号及び第百十三条の四第四項において「施設管理	施設管理の実施に関する計画(以下この項、第百十三条第	四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた	二・三(略)		受けた場合は、この限りでない。	こと。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を	以下この条において「施設管理方針」という。)を定める	れを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(	であり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、こ	四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるもの	一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第	げる措置を講じなければならない。	管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲	計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設	電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設	第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発	(発電用原子炉施設の施設管理)	改 正 後	
を実施すること。	施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理	理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実	四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管	二・三 (略)	V.	の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでな	理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条	以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管	れを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(	であり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、こ	四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるもの	一発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第	げる措置を講じなければならない。	管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲	計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設	電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設	第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発	(発電用原子炉施設の施設管理)	改正前	

理を実施すること。

イ~チ (略)

五. それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること 施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計画を、

イ・ 口 略

六

(略

七 用原子炉 電 ある場合におい て特別な措置を講ずること。 用原子炉施設の状態に応じて、 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電 施設がその施設管理を行う観点から特別な状態に ては 次号に規定する場合を除き、 前各号に掲げる措置につ 当該発

じて、 原子炉 措置を講ずること。 条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、 炉 始 を適切に考慮した上で、 の運転を相当期間停止する場合においては、 運転開 日をいう。 が施設の 第一 始日 号から第六号までに掲げる措 長期的な劣化に関する評価を行い、その結果 (第百十三条第二項第一号に規定する運転開 から起算して三十年を経過した発電用原子 当該発電用原子 置について特別 炉施設の状態に応 法第四十三 発電用 な

しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め 発電用原子炉設置者は、 法第四十三条の三の三十二 第 又は同条 項若

2

2

略

Ŧi. それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること 施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計 (次条第 画 を、

項

口 (略) から第三項までに規定する措置を除く。

六 (略)

七

<u>ځ</u> 。 て、 ある場合に 用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な 発電用原子炉 前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずるこ おいては、 、の運転を相当期間停止する場合その他発電 当該発電用原子炉施設 の状態に応じ 状態に

(新設)

より 発電用原子炉設置者は、 長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定に 次条第 項から第三項までの規定に

方針に反映させなければならない。たときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更し

(長期施設管理計画の認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定

- 者の氏名

  一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表
- 三 発電用原子炉の名称

工場又は事業所の名称及び所在地

- 四 長期施設管理計画の期間
- 五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

0 理 及び劣化点検 分号及び 電 法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下こ 0 通 常点検 ため 用 原子 第百十三条の六第二項第三号において同じ。) 0 炉 点検等のうち、 (施設管理実施計画に従って実施する施設管 、施設の劣化の状況を把握するため追加的に (通常点検以外の点検又は検査であって、 その内容がハに掲げる評価  $\mathcal{O}$ 

> ハ。 規定により定められた施設管理方針に反映させなければならなより長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の

発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請

- 者の氏名
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代
- 工場又は事業所の名称及び所在地 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る
- となる発電用原子炉の名称 三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の

対

象

- 四 延長しようとする期間
- 請がされているときには、第二号に掲げる書類を添付することして行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九い。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体と2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

同じ。)の方法及びその結果条の四第一項第三号及び第百十三条の六第二項において実施する必要があるものをいう。以下この号、第百十三

口 及びその結果 力 電用原子 であって、 規制委員会が認めるものをいう。 特 別点検 又は確認するため特別に実施する必要があると原子 炉 長 施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査 (通常点検及び劣化点検以外の点検又は検 以期間の 運転に伴って生じるおそれがある発 以下同じ。) の方法 査

経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事

### (1) 評価期間

下同じ。) に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化2 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確2 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確

(3) 評価方法及び評価結果

六 間 する監視試験片をいう。 射 量に応じ、 発電 中に実施する必要がある試験 性子の照射 用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置 監視試 による脆化 験片 以下同じ。)を用いて第四号の期 の影響を確認するため、 (技術基準規則第二十二条に規定 (第百十三条の四第 中性子照 項第

を要しない。

設備 申 の劣化 請に至るまでの この状況 0 間 把 提の  $\mathcal{O}$ 運転に伴 ための点検 11 生じた原子炉その Ø) 結果を記載 た書 他  $\mathcal{O}$ 

類

三 その他 記載した書類 延長しようとする期間における原子炉その 延長しようとする期間における運転に伴 この設備  $\mathcal{O}$ 劣化の 状況に 関する技術 的 な い生ずる原子 他 評 の 価 設備に係  $\mathcal{O}$ 治果を

る施設管理方針を記載した書類

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

3

.。/ 六号において「監視試験」という。) に関する措置を含

するための措置 要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必上 技術の旧式化(科学技術の進展に伴い、その技術が旧式

る基本的な方針及び目標への基本的な方針及び評価並びに前二号の措置の実施に関す

係る品質マネジメントシステム九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に

い。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

いう。)を証する書類三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」と一申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の一

の結果に関する説明書 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びそ

各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超え三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

りでない。 事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限 ものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定 別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているも 第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特 に特定共用施設 事項の記載を省略することができる。ただし、 共用施設について特別点検を実施したときは、 のを除く。 発電用原子炉の附属施設 )であって、その供用開始日が運転開始日前である (二以上の発電用原子炉施設において共用する (法第四十三条の三の三十二第一項) 評価対象機器等 同号ロに掲げる

4 る。 号口に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができ 省略するときは、 前項本文の規定により第一 第二項第二号に掲げる書類のうち第一 項第五号ロに掲げる事項の記載を 項第五

(新設)

法第四十三条

第百十三条の二

前条第一項及び第二項の規定は、

する前条第一項の規定にかかわらず、 を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用 の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可 次の各号のい ずれかに該当する場合には、 同項各号に規定する申請 前項において準用

書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略す

2

る。

の限りでない。

がる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、こがる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、こ施したときは、前項において準用する同条第一項第五号ロに掲まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実まれる場合において、当該特定共用施設が含め、

- 間が含まれない場合第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期の当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項
- 限る。 間が含まれない 日 期施設管理計 第四号の 項の認可を受けたことがあるとき。 から 当該申請書に記載する前項に 起算して四十年を超える期間 について法第四十三条の三の三十二第一 期間に運 画 場合であって、 (当該長期施設管理 医転開始 日から起算して六十年を超える期 その発電用原子炉に係る長 おいて準用する前条第一 計 が含まれているものに 画 0 期間に運転開始 項又は 項
- 期間 間 0 第四号の が含まれる場合であって、 当該申請書に記載する前項において準用する前条第 て実施し た法第四十三条の三の三十二第 の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設に 期 に係る前条第 間 た直 に運 近の特別点検 転開始日から起算して六十年を超える期 <mark>同</mark>項第五号ロに掲げる事項を記 その申請書に記載する同号 (特定共用施設に係るも 項 又は第三項の認可 項

始期から十年を経過する日を超えないとき。
更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)のに運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれてに運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれて

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

(新設)

者の氏名

- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 二 発電用原子炉の名称
- うち、変更しようとする事項及びその内容四第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項の
- 五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由
- 六変更の理由
- しなければならない。明書(変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。)を添付うち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説。第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類の

3

(長期施設管理計画に記載すべき事項等)

、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期第百十三条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により

(新設)

施設管理計画を記載しなければならない。

- 第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。
- あって、 記載すること。 第百十三条第一項第四号の期間は、 その期間が十年を超えないように始期及び終期を 連続する一の期間で
- 載すること。 物ごとにそれぞれ点検方法及び の特別点検の方法は、 第百十三条第一 項第五号イの劣化点検の方法及び同号 その点検の対象となる機器又は構造 実施時期を明らかにして記
- 四 年を下回らない範囲内において発電用原子炉の の期間を含むものであって、 まれる期間に応じて定め、これを記載すること。 第百十三条第一項第五号ハ(1) 運転開 の評価期間は、 始日から起算して六十 運転が見込 同項第四号
- 五. 評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載する 第百十三条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は
- 六 第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する 措置は、 法を明らかにして記載すること。 当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方
- 器等に特定共用施設が含まれる場合であって、 うとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けよ 第百十三条第一

2

		第二条のうち、研究開発段階発電用原子炉の設置、	施設管理実施計画に反映しなければならない。	原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を	た事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用	認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に記載され	長期施設管理計画(同条第四項又は第七項の規定による変更の	4 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた	転が認められたものと解してはならない。	により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運	より評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則	設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法に	するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施	3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理	点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。	しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別	項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施
改正		運転等に関する規則															
前	規定を次のように改める。	(平成十二年総理府令第百															

(発電用 原 子炉 /施設の 施設管理

第七十六条 計 置を講じなければならない。 管理」という。 電用原子炉設置者は、 工事、 巡視、 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、 )に関し、 点検、 発電用原子炉施設の保全のために行う設 検査その他の施設の管理 発電用原子炉ごとに、 次に掲げる措 (以 下 施設 発

れを設置 几 受けた場合は、 以 であり、 下この条にお 十三条の三の 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一 ただし かつ、 及び この限りでない。 八第 法第四十三条の三の三十 技術基準に適合する性能を有するよう、こ V` · ~ 維持するため、 施設管理 項の許可を受けたところによるも 方針」 施設管理に関する方針 という。 ・四第二項の認可を )を定める 項又は 第  $\mathcal{O}$ 

# <u>-</u>. <u>•</u>. 略

兀 実施すること。 項第五 施 画 設管 施 設管理目標を達成するため、 という。 号及び第百 理 0) 実 施に を策定 関する計 条の 四第四項において し、 画 当 (以下この項 該 計 次に掲げる事項を定めた 画 に 従っつ 「施設管理実施 て施設管理を 第百八条第

# イ~チ (略)

五. 施設管理 方針、 施設管 理目 標及び施設管理実施計画を、

> (発電用) 原子 炉 施 設 0 施 設管 理

第七十六条 計、 置を講じなければならない。 管理」という。 電用原子炉設置者は、 工 事、 巡視、 法第四十三条の三の二十二第 )に関し、 点検、 発電用原子炉施設の保全のために行う設 検 発 査その他 電 用 原 この施設 子 炉ごとに、 項の規定により、  $\mathcal{O}$ 管理 次に掲げる措 (以下 施設 発

三の三十四第二 れを設置し、 であり、 兀 方針」という。 以 下この条及び第百八条第二項第三号にお 十三条の三の 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一 かつ、 及び 八第一 技術基準に適合する性能を有するよう、 項の認可を受けた場合は、 を定めること。 維持するため、 項の 許可を受けたところによるもの ただし、 施設管理に関する方針 法第四 V. こ の て 限りでな 施設 十三条の 項又は第 管理

### 略

兀 施計 理の実施 を実施すること。 施設管理 画 という。 に関 目 する計 標を達成するため、 画 を策定し、 (以下この項において 当該計画 次の事項を定め に従 0 「施設管理 て施設 た 施 設管 管

理 実

### イ~チ 略

五. 施設管 理 方針 施設管理目標及び施設管 理 実施 計 画 を、

それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

# イ・ロ (略)

六 (略)

七 用 いて特別な措置を講ずること。 電 ある場合におい 用原子 原子 発電用 炉 原子 炉 施 施設の 設がその 炉 ては 0 運 状態に応じて、 施設管理を行う観点から特別な状態に 転を相当期間停止する場合その他発電 次号に規定する場合を除き、 前各号に掲げる措置に 当該発 つ

置を講ずること。 適切に考慮した上で、 子 の三の三十四 0 日 炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、 運転を相当期間停止する場合においては、 をいう。 運 転開 第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措 始日 から起算して三十年を経過した発電用原 第二項の認可を受けた場合を除き、 (第百八条第二項第一号に規定する運転開 当該発電用 原子 炉施設の 法第四十三条 その結果を 状態に応じ 発電用 子 原 炉 始

方針に反映させなければならない。

| 大学では、これを前項第一号の規定により長期施設管理計画を変更しましては第三項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条の発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若

から第三項までに規定する措置を除く。)。それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第

項

# イ・ロ (略)

六 (略)

七 کی て、 ある場合においては、 用原子炉 発電用原子 前 各号に掲げる措置について特別な措 施設がその 炉 0 運転を相当期間停止する場合その 施設管理を行う観点から特 当該発電用原 子炉施設 置を講ずるこ  $\mathcal{O}$ 状態に応じ 別 な 状態に 他 発 電

(新設)

い。

「現定により定められた施設管理方針に反映させなければならなまり長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号のより長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定に2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定に

(長期: 施設管理計 画  $\mathcal{O}$ 認可の 申 請

第百八条 申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 より、 るときは、 る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとす 発電用原子炉設置者は、 法第四十三条の三の三十二第一 当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した その設置した発電用原子炉に係 項及び第二項の規定に

者 の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

工場又は事業所の名 称及び 所在 地

三 発電 用 原 子 炉 0) 名

兀 長期施設管理計 画の期間

五. 劣化評 価 の方法及びその結果に関する次に掲げる事 項

 $\mathcal{O}$ 方 理 号及び第百 、法又はその結果に密接に関連するものをいう。 0 通 常点検 ため 0 点検等のうち、 (施設管理実施計画に従って実施する施設管 八条の六第二項第三号において同じ。 その内容がハに掲げる評 以下こ 価 及  $\mathcal{O}$ 

電 び 用 劣化点検 原 子 炉 施 (通常点検以外の点検又は検査であって、 設 0 劣化の状況を把握するため追加的に実 発

類

延長しようとする

に

お

ける

運

転

に

伴

ずる 価

源子 結

匹 施 でする必 第 項 要 第三号及び が あるもの 第百 をいう。 八条の六第二項におい 以下この号、 第百八条 て 同 0

じ。

0

方法及びその結果

、発電用原子 炉 0 運 転 0 期 間 0 延長に係 る認 可

申

請

第百八条 項の 発電用原子 法第四十三条の三の三十二第四項 炉を運転することができる期間  $\mathcal{O}$ 規定により同  $\mathcal{O}$ 近長に [条第 うい

三月以内に次に掲げる事項を記 て認可を受けようとする者は、 当該期間 載 L た申 の満 請書を原子力規制 了前 年以 委員 年

主

会に提出しなければならない。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その 代表

者の氏名

工場又は事業所の 発電用原子炉を運転することができる期 名称及び所 在 地 間 0) 延 長 K 係

三 発電用 原 子炉 を運転することができる期間 0) 延 長 0) 対

象

る

兀 延長しようとする期 間

となる発電用原子炉の名称

前 項の 申 請書には、 次に掲げる書類を添 付 しなけ れば なら な

V )

2

設備 申請に至るまでの 0 劣 化  $\mathcal{O}$ 状 況 0 間の 把 握 運転に伴 0 ため  $\mathcal{O}$ 点 い生じた原子炉 検 0 結 果を 記 その 載 L た書 他  $\mathcal{O}$ 

その 記 他 この設備

0

劣化

(T) 期

状況 間

に関する技術的

な

評 生

 $\mathcal{O}$ 

果

を

項 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事

# (1) 評価期間

下同じ。) に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化2 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確

# (3) 評価方法及び評価結果

六 号の期間 射量に応じ、 中 項第六号におい に規定する監視試験片を 性子の照射による脆化の影響を確認するため、 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置 中に実施する必要がある試験 監視試 7 「監視試験」という。 験片 いう。 (研開炉技術基準規則第二十一条 以下同じ。 (第百八条の四第 )に関する措置を )を用いて第四 中性子照

七

技術の

旧式

化

(科学技術の進展に伴い、

その技術が旧式

る布设管理方針を記載した書類三(延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。る施設管理方針を記載した書類

するための措置要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必となり一般に利用されなくなることをいう。)その他の事

- る基本的な方針及び目標八の第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関す
- 係る品質マネジメントシステム九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に
- い。前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならなが項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

2

- いう。)を証する書類三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」と三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」と申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の
- の結果に関する説明書 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びそ
- 発電用原子炉の附属施設(法第四十三条の三の三十二第一項、る期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等高項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超え三、前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書三、前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3

りでない。 東項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限 共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる ものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定 ものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定 がのを除く。)であって、その供用開始日が運転開始日前である が言まれる場合において、当該特定 のを除く。)であって、その供用開始日が運転開始日前である のを除く。)であって、その供用開始日が運転開始日前である

4 前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができ省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五4 前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項の記載を

(新設)

る。

受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用す受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用す三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を第百八条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の

2

書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略す

する前条第一項の規定にかかわらず、

同項各号に規定する申請

前項において準用

次の各号のいずれかに該当する場合には、

まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実

施したときは、

前項において準用す

お同

東第五号ロに掲

ることができる。

ただし、

評価対象機器等に特定共用施設が含

新項が記載されているも 事項が記載されているも 場合において、当該特定 ときは、同号ロに掲げる である にときは、同号ロに掲げる である である である である である

の限りでない。 げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、こ

- 間が含まれない場合第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項
- 三項の認可を受けたことがあるとき。 限 期施設管理計画 間 第四号の期間に H ごが含ま 当該申 る。 から起算して四十年を超える期間 について法第四十三条の三の三十二第一 れ 請書に記載する前項に ない ]運転開 場合であって、 (当該長期施設管理 始日 から起算して六十年を超える期 その発電用原子炉に係る長 おいて準 計 が含まれているものに 画の期間に運転開 用する前条第 項又は 項 第 始
- を除 期間 間 第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期 に運転開 を受けた長期施設管理計 載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認 0 いて実施した直 るもの が含まれる場合であって、 当該申請書に記載する前項において準用する前条第 の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設 始日 であっ に係る前条第一 から起算して六十年を超える期間が含まれ て、 近 の特別点検 同 条第四項 画 <mark>申</mark>項第五号ロに掲げる事項を記 (当該長期 その申請書に記載する同号の 又は第七項 (特定共用施設に係るも 施 **心設管理** Ó 規定による変 計画  $\mathcal{O}$ 期間 項  $\mathcal{O}$

始期から十年を経過する日を超えないとき。更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)の

に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。 する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとすす 第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を第百八条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、

記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならな

*ر* را

者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

- | 工場又は事業所の名称及び所在地
- 一 発電用原子炉の名称

(新設)

四 第百八条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のう

ち、変更しようとする事項及びその内容

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理

由

六 変更の理由

なければならない。 書(変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。)を添付しき変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明3 第一項の申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のう

(長期施設管理計画に記載すべき事項等)

設管理計画を記載しなければならない。 発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施第百八条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、

- 一 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。
- 二 第百八条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であ

(新設)

載すること。 って、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記

れる期間に応じて定め、これを記載すること。 を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込ま期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年四 第百八条第一項第五号ハ⑴の評価期間は、同項第四号の

と。 評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載するこ 新面川条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、

を明らかにして記載すること。置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法へ、第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措

2

検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。 第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施し第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施し器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百八条第一項器第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けよ

3 より評 転が認められたものと解してはならない。 により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電 設の劣化の兆候又は長期的 するために必要な措置を計画的に講ずるため、 第 項第四号の評価期間 価する目的で用いられるものであって、 は、 な傾向を科学的及び技術的な方法に 発電用原子炉施設の劣化を管理 法及びこの規則 発電用原子炉施 用原 子炉 の運

附 ]則第一 条 中 附 則第四 条の規定は、 を 「附則第五条の規定は」 に改め、 (令和) 五. 年十二 月 日

から」 の下に 一、 附 則第三 条の規定は実用 発電用 原子炉 0 設置、 運転等に関する規則 及 U 研 究開 発

年 原子力規制委員会規則第 号) の施行の  $\mathcal{O}$ 日 カコ · ら \_ を加える。 段階

発電

用

原子炉

0

設置、

運転等に

関する規

則

 $\mathcal{O}$ 

部を改一

正

する規則

則

つ 一

部を改

正する規則

( 令 和

制 であって、この 委員: 附 則 会設置法 第二条 の見出 規 (平成二十四 則 しを削 0 施 行 り、  $\mathcal{O}$ 際 年 同 法 現 律 条 に設置され 上第四十. の前に見出しとして「 七 号) てい 附則第二十五条第 るもの をいう」 (経過措置)」 を 改 一項に規定する既設 公正法附? を付し、 則第三条 同条中 発 に規定する平 電 「原子・ 用 原 力規 子 炉

成二十

应 年

既

設

発電

用

原子

炉

をいう。

以下

同

に改め

第三条 設 とする者は 附 則 ぞ 中 第  $\mathcal{O}$ 改 特 兀 正 別 法 条を第 その 点検 附 則 長 第 五.  $\mathcal{O}$ 実 期 匹 条とし、 条第 施 施 設 時 管 期 項若 を 理 第三条を第四 超 計 過 画 しくは第 に係 し たことその る平 三項、 条とし、 -成二十 第 他 五 第二条の次に次の一  $\mathcal{O}$ 兀 正 年 条 旣 第 当 設 な事 項 発 電 又 由 は に 用 第六 ょ 原 り、 子 条を加え 条第 炉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 附 える。 規 項 属 則 施設  $\mathcal{O}$ 認  $\mathcal{O}$ 施 に 可 特 を受けよう 行 定  $\mathcal{O}$ H 共 用

に、 当 0 場合 該 そ 特 に  $\mathcal{O}$ 別 期 点 お 間 検 1 て、 中 を実 に 当 当 施 該 該 することが 長 特 定共 期 施 用 設 管 できな 施 設 理 計 に 11 画 0 に 1 t て特 対  $\mathcal{O}$ す に る新 別 限 点 る。 検 実 用 を実 が 炉 . 含ま 施する旨 規 則 ħ 第 るときは 百 を記 干三 条 載  $\mathcal{O}$ L 当該 兀 な 第 け れ 長 期 項 ば な 施  $\mathcal{O}$ 規 設 5 定 管 な  $\mathcal{O}$ 11 理 適 計 前 用 に 画

する規

則

及び

研

究開

発段

階

発電

用

原

子炉

 $\mathcal{O}$ 

設置、

運

転等に

関するこ

規

則

の 一

部を改

正する

規

則

( 令 和

に

つ

١ 🗸

て

は

同

項

中

特

別

点

検

を

とあ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

特

別

点

検

(実用

発

電

用

原

子

炉

 $\mathcal{O}$ 

設

置

運

転

等

に

関

施

五. 年原子力規制委員会規則第四号) 附則第三条前段の規定により長期施設管理計画に当該期間 中に

実施する旨 を記載しなけ ればならないものを含む。) を」とする。

附則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

1

(経過措置)

2 この 規 則  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 前 に脱炭 素 社 会の 実現 (C 向 け た電気供給体 制  $\mathcal{O}$ 確立を図 言るため 0) 電 気事業法

等  $\mathcal{O}$ 部を改 に基づく認 正する 法律 令 和 は、 五. 年 法 律 第 匹 + -四号。 理 以下 改 正 法 象機器等 という。 (実 附 則 第 匹 条 第 炉 項

設  $\mathcal{O}$ 置、 規定 運 転 等に関 す 可を受けた者 んる規 則 及び 研 究 開 その 発段階 長 期 発 施 設 電 管 用 原 子 計 炉 画  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設置、 評 価 対 運転 等 に関 す え規 用 発 則 電 用 0 原 部 子 を改  $\mathcal{O}$ 

正 す んる規 則 ( 令 和 五. 年 ·原子 力規 制 委員 (会規則第四号) による改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 実用 発電 用 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 設 置、 運

転 等 12 . 関 す る規 則 ( 以 下 新 実用 炉 規 則 という。 第百十三条第 項 第五 号 (2)に 規 定す る 評

価 対 象機器等をいう。 に特定共用 施設 (新実用炉 規則第百十三条第三項ただし 書に規定する特定

るまで 号に掲げ 七 共用施設をいう。 に  $\mathcal{O}$ 変更の お 年六月六日) 1 て、  $\mathcal{O}$ げ 間 認 る事 は、 同 可 を申 項のうち当 日までに当 新  $\mathcal{O}$ 実用炉 請 前 が含まれる場合には、 日 までに、 規則第一 又は! 該 該 特定: 変更 同 条第二 百  $\mathcal{O}$ 共 新実用炉 用 十三条第三項ただし書又は第百 認可 施 項 設  $\mathcal{O}$ 規 申  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 請 改正 特別点検に係 則 規定による変更の 12 第百十三条第 法附則第一 対する処分がされ いるも 条第四号に掲げる規定の施 項第 届 のに 出 1十三条 なかっ つい をし 五. 号 なけ て、 口 に掲げる事項  $\mathcal{O}$ たときは、 改正 兀 れ 第二 ば ならな 法 項 附 当該  $\widehat{\mathcal{O}}$ 則 紀行の 日 規 V . 又 第六条第 流定は適E は 処 分が 同 項第六  $\mathcal{O}$ ( 令 和 され 場 用 項 L 合

ない。

26

# 発電用原子炉施設の特別点検における 共用設備の取扱いについて

2024年11月26日 原子カエネルギー協議会



- ▶ 第42回原子力規制委員会(2024年11月13日)において示された「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」等の改正案については、第38回原子力規制委員会(2024年10月16日)資料3で示された基本的考え方を踏まえ、原子炉本体よりも長期間使用している共用設備の特別点検を安全上必要な時期に計画的に実施することを目的に策定されたものと承知している。
- ➤ そのうえで、各原子炉施設における特定共用施設の状況を踏まえ、今後の申請手続き等を 円滑に実施するため、規則案及び審査基準案に基づく具体的な運用の詳細事項について 確認させていただきたい。



#### 2. 確認したい事項(1/4)

項目		確認事項						
1	特定共用施設の 「供用開始日」 の定義	発電用原子炉施設の「運転開始日」は、実用炉規則第113条第二項第1号において、使用前(事業者)検査合格日と規定されているが、発電用原子炉施設の一部である特定共用施設の「供用開始日」についても、同様に使用前(事業者)検査合格日と理解してよいか。						
2	特定共用施設に係る取扱い	実用炉規則第113条第3項中の特定共用施設の定義に従うと、特定共用施設を共用する号炉※側で共用施設の特別点検を実施し、その方法と結果を記載した長期施設管理計画(以下、「長期計画」という。)の認可を受けた場合、当該の共用施設は特定共用施設に該当しないこととなるが、その後において、特定共用施設を有する号炉※側の長期計画における当該特別点検に係る記載(6号記載事項)の変更は不要との理解でよいか。						
3	II.	実用炉規則第113条第3項中の特定共用施設の定義に従い、一旦特定共用施設から除外されたものであっても、その後の追加点検の実施に当たっては、再度特定共用施設に該当することとなるという認識でよいか。						
4	II.	特定共用施設を共用する号炉において、当該施設の特別点検について記載した長期計画を申請済(未認可)であって、それと同時あるいは並行で特定共有施設を有する号機の長期計画を申請する場合においては、当該特定共用施設の特別点検の方法及びその結果に係る記載(5号ロ記載事項)は省略できるとの理解でよいか。						

<sup>※</sup> 例えば、1号炉(運転開始日から35年経過)と2号炉(運転開始日から28年経過)との間で共用施設(供用開始日から35年経過)があった場合に、2号炉を「特定共用施設を有する号機」と定義し、1号炉を「特定共用施設を共用する号機」と定義する。

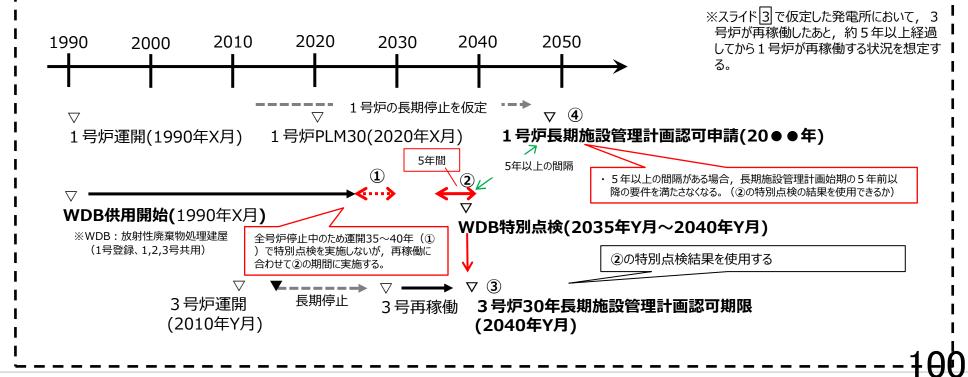


#### 2. 確認したい事項 (2/4)

項目		<b>。               確認事項</b>								
5	その他	改正審査基準 II.2.(1)④に⑤の特定共用施設についての準用を適用すると、当該施設の初回の特別点検は、「供用開始日から起算して40年を経過する日を超えて初めて長期計画の認可を受けようとする場合は、その長期計画の始期の5年前以降、当該長期計画の始期までに実施していること」となる。本体施設の運転期間と特定共用施設の供用期間が長期間、例えば20年離れている場合、本体施設の運転開始から30年(特定共用施設の供用期間50年)を始期とする長期計画の認可を受けようとする場合は、特定共用施設はその供用開始から45~50年の期間で特別点検を実施することとなる。運転開始から30年よりも前に再稼働した場合(長期計画未申請)は、特定共用施設の特別点検が実施されていない状態で運転を継続することとなるが、その理解でよいか。								
	▽ <b></b> <b>WDB供</b> ※WDB : カ	2000 2010 2020 2030 2040 2050 ※仮に1号炉が1990年X月に運開し、ほぼ20年後の2010年Y月に3号炉が運開する発電所を想定する。 さらに、発電所の1~3号炉の全号炉の長期停止と、その後の3号炉、1号炉の順での再稼働を仮定する。 は の 3号炉、1号炉の 順での再稼働を仮定する。 は 1号炉PLM30(2020年X月) は 1号炉PLM30(2020年X月) は 2 全号炉停止中のため運開35~40年(① ) では特別点検を実施しないが、再稼働に合わせて2の期間に実施する。 ②の特別点検結果を使用する ②の特別点検結果を使用する								
l I		3 号炉運開 3 号再稼働 <b>3 号炉30年長期施設管理計画認可期限</b> (2010年Y月) ( <b>2040年Y月</b> )								

#### 2. 確認したい事項(3/4)

	項目	確認事項
6	その他	長期計画の申請に際して、特定共用施設(例えば、1号炉設備であって3号炉側から見て特定共用施設)の特別点検を実施した後に、それから5年経過以降にそれまで長期停止状態であった1号炉で長期計画の認可を受けようとするな場合などにおいては、長期施設管理計画の始期の5年より前に実施した特別点検の結果を使用することはできるか。(再度特別点検を実施するとなった場合、1号炉の長期計画の始期によっては、特別点検の間隔が短期間となる。)



	項目	確認事項						
7	その他	来年6月に施行される新制度の下では、特別点検は、個々の状況に応じて安全上必要な時期に計画的に実施することが可能となり、今回の改正案においても、特定共用施設は個々の経年を基準とした点検実施時期とする運用となる。他方、現状においては、原子炉本体の運転開始後に供用開始した施設についても、原子炉本体の経年に応じた時期に特別点検を実施することとなっている。新規制基準対応で設置した施設等、原子炉本体の経年と大きく乖離した低経年の施設が存在することを踏まえると、それらの施設についても、経年劣化管理の技術的な整合性の観点から、原子炉本体や特定共用施設と同様の考えに基づき実施時期を定めることができるよう、今後見直しを検討いただきたい。						

